

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 7 月 21 日 (金) 第 432 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 告 示

- 指定外来動植物の指定 (※) (自然保護課取扱い) 1
- 指定外来動植物の指定の解除 (※) (自然保護課取扱い) 2
- 生産事業者の登録 (森林経営課取扱い) 3
- 森林病虫害等防除法の規定に基づく伐採木等の移動制限の命令 (森づくり推進課取扱い) 3
- 保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 4
- 保安林の指定予定の通知 (森づくり推進課取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退 (障害福祉課取扱い) 4
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (水産振興課取扱い) 5
- 土地改良区の役員の就退任の届出 (農地整備課取扱い) 5
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農地整備課取扱い) 5

### 公 告

- 落札者等の公告 (2 件) (デジタル推進課取扱い) 6
- 一般競争入札公告 (会計課取扱い) 6

### 公 安 委 員 会 公 告

- 警備業雑踏警備業務 2 級検定実施公告 (生活安全企画課取扱い) 9

## 告 示

### 鹿児島県告示第599号

指定外来動植物による鹿児島の生態系に係る被害の防止に関する条例 (平成31年鹿児島県条例第24号) 第 7 条第 1 項の規定により, 次のとおり指定外来動植物を指定し, 令和 5 年 8 月 10 日から施行する。

令和 5 年 7 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

外来動植物の種類	取扱いを規制する地域	適切な飼養等の方法	適合飼養等施設
クサガメ	県内全域	(1) 自己の占有地又は管理地内であつて, 日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。 (2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。 (3) 窓, 扉等が閉められた閉鎖的な場所又はこれに類する場所で飼養等を行うこと。 (4) 飼育場内に産卵・ふ化が可能な場所がある場合, 出現が予想される幼体の逸出防止とその飼育に備えること。	指定外来動植物に係る適合飼養等施設の基準 (令和元年10月29日鹿児島県告示第461号。以下「適合飼養等施設の基準」という。)に定める移動用施設, 水槽型施設等, 人工池沼型施設等又は網いけす型施設のいずれかの施設

		と。それが困難な場合は、あらかじめ陸域をコンクリート等で固めるなどして、繁殖を防ぐこと。 (5) 飼養等をする者又は第三者の行為により指定外来動植物が逸走・逸出しないよう適合飼養等施設に施錠等の措置を講じること。 (6) 終生飼養に努めること。	
ドジョウ	奄美市及び大島郡の区域	(1) 自己の占有地又は管理地内であって、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等をする事。 (2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。 (3) 適合飼養等施設の水替えをする場合は、卵や稚魚等が流出しないようる過後に排水を行うこと。 (4) 終生飼養に努めること。	適合飼養等施設の基準に定める移動用施設、水槽型施設等、人工池沼型施設等又は網いけす型施設のいずれかの施設
カラドジョウ	奄美市及び大島郡の区域	(1) 自己の占有地又は管理地内であって、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等をする事。 (2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。 (3) 適合飼養等施設の水替えをする場合は、卵や稚魚等が流出しないようる過後に排水を行うこと。 (4) 終生飼養に努めること。	適合飼養等施設の基準に定める移動用施設、水槽型施設等、人工池沼型施設等又は網いけす型施設のいずれかの施設

鹿児島県告示第600号

指定外来動植物による鹿児島の生態系に係る被害の防止に関する条例（平成31年鹿児島県条例第24号）第7条第9項の規定により、次のとおり指定外来動植物の指定を解除し、令和5年7月28日から施行する。

令和5年7月21日

鹿児島県知事 塩田康一

外来動植物の種類	取扱いを規制する地域	適切な飼養等の方法	適合飼養等施設
ミシシippアカミミガメ（令和2年11月17日鹿児島県告示第1003号をもって指定）	県内全域	(1) 自己の占有地又は管理地内であって、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等をする事。 (2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。 (3) 窓、扉等が閉められた閉鎖的な場所又はこれに類する場所で飼養等をする事。 (4) 飼育場内に産卵・ふ化が可能な場所がある場合、出現が予想される幼体の逸出防止とその飼育に備えること。それが困難な場合は、あらかじめ陸域をコンクリート等で固めるな	指定外来動植物に係る適合飼養等施設の基準（令和元年10月29日鹿児島県告示第461号。以下「適合飼養等施設の基準」という。）に定める移動用施設、水槽型施設等、人工池沼型施設等又は網いけす型施設のいずれかの施設

		として、繁殖を防ぐこと。 (5) 飼養等をする者又は第三者の行為により指定外来動植物が逸走・逸出しないよう適合飼養等施設に施設等の措置を講じること。 (6) 終生飼養に努めること。	
アメリカザリガニ (令和 2 年 11 月 17 日 鹿児島県告示第 1003 号をもって指定)	県内全域	(1) 自己の占有地又は管理地内であって、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。 (2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。 (3) 適合飼養等施設の水替えをする場合は、卵や幼体等が流出しないよう過後に排水を行うこと。 (4) 終生飼養に努めること。	適合飼養等施設の基準に定める移動用施設、水槽型施設等、人工池沼型施設等又は網いけす型施設のいずれかの施設

鹿児島県告示第 601 号

林業種苗法（昭和 45 年法律第 89 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり生産事業者として登録した。

令和 5 年 7 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	生産事業者の氏名及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
第 9111 号	東久保 英昭 鹿屋市札元二丁目 3734 番地 14	種穂の採取 種穂の精選 幼苗の育成 幼苗以外の苗木の育成	東久保樹苗園 鹿屋市下祓川町 2304 番地 2

鹿児島県告示第 602 号

森林病虫害等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり森林病虫害等が付着している伐採木等の移動の制限を命ずる予定である。

令和 5 年 7 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 区域及び期間

- (1) 区域  
県全域

- (2) 期間  
令和 5 年 8 月 10 日から令和 6 年 7 月 31 日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）並びにこれらの包装をいう。以下同じ。）の次の表の左欄に掲げる区域から同表の右欄に掲げる区域内への移動又は同表の右欄に掲げる区域内における移動は、松くい虫を駆除した後でなければしてはならない。

鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、南九州市、伊佐市、始良市、薩摩郡、出水郡、	奄美市、鹿児島郡、熊毛郡のうち屋久島町口永良部島及び大島郡の区域
---	----------------------------------

始良郡，曾於郡，肝属郡及び熊毛郡（屋久島町口永良部島の区域を除く。）の区域	
---------------------------------------	--

## 4 命令をしようとする理由

松くい虫の被害が発生していない区域への松くい虫の被害のまん延を防止するため

## 5 その他

1の(1)に掲げる区域内において森林，樹木，指定種苗又は伐採木等を所有し，又は管理する者は，この告示の日から2週間以内に，理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

**鹿児島県告示第603号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により，次のとおり保安林として指定する予定である。

令和5年7月21日

鹿児島県知事 塩田康一

## 1 保安林予定森林の所在場所

日置市東市来町長里字長谷227番1，字大根城361番1

## 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は，択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第604号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和5年7月21日

鹿児島県知事 塩田康一

## 1 保安林予定森林の所在場所

曾於市末吉町岩崎字中山6298番1，6299番1，字築土手頭6404番3，6408番1

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は，択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第605号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

令和 5 年 7 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

病院 又は 診療所		辞退年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
新門整形外科	薩摩川内市中郷一丁目 8 番 16 号	令和 5 年 8 月 1 日	育成医療

#### 鹿児島県告示第606号

西之表市国上1315番地12 荒河勝文及び西之表市国上129番地34 山神満からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 5 年 7 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 区域及び区分

- 1 区域 西之表市国上区域（西之表市国上の地区）
- 2 区分 主としてきびなごさし網漁業を営む漁業

#### 鹿児島県告示第607号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、蓬原土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 5 年 7 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 就任した役員の氏名及び住所
  - 理事 児玉 公治 志布志市有明町原田2122番地12
  - 理事 平井 哲郎 志布志市有明町蓬原2083番地
  - 理事 井戸 康裕 志布志市有明町野神1557番地
  - 理事 福元 藏三 志布志市有明町蓬原145番地 9
  - 理事 原田 忍 曾於郡大崎町菱田3078番地 5
  - 理事 平野 健一 曾於郡大崎町菱田3222番地 2
  - 理事 川越 孝志 曾於郡大崎町菱田989番地 1
  - 監事 川越 深 曾於郡大崎町菱田984番地 1
  - 監事 小野 四郎 志布志市有明町原田523番地 2
 （任期 令和 5 年 3 月 28 日から令和 9 年 3 月 27 日まで）
- 2 退任した役員の氏名及び住所
  - 理事 平井 哲郎 志布志市有明町蓬原2083番地
  - 理事 山迫 健蔵 志布志市有明町蓬原2015番地
  - 理事 児玉 公治 志布志市有明町原田2122番地12
  - 理事 上村 文夫 曾於郡大崎町菱田3468番地
  - 理事 永井 勝将 曾於郡大崎町菱田664番地 1
  - 監事 野口 春男 志布志市有明町原田1844番地
  - 監事 川越 深 曾於郡大崎町菱田984番地 1

#### 鹿児島県告示第608号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和 5 年 7 月 5 日付けで蓬原土地改良区の定款の変更を認可した。

令和 5 年 7 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

## 公 告

## 落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 5 年 7 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
業務用パソコンの賃貸借 1,650台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県総合政策部デジタル推進課情報ネットワーク係  
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和 5 年 5 月 10 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
NECキャピタルソリューション株式会社九州支店  
福岡市中央区天神一丁目10番20号
- 5 落札金額  
257,538,600円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和 5 年 3 月 24 日

## 落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 5 年 7 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
Microsoft社のソフトウェアライセンスの賃貸借 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県総合政策部デジタル推進課情報ネットワーク係  
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和 5 年 5 月 10 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社J E C C  
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額  
118,918,800円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和 5 年 3 月 24 日

## 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入れについて、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 5 年 7 月 21 日

鹿児島県警察本部長 野川明輝

## 1 入札に付する事項

- (1) 借入れをする物品等の名称及び数量  
文書管理システムの賃貸借 一式
- (2) 借入れをする物品等の特質等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
入札説明書による。
- (4) 納入場所  
入札説明書による。
- (5) 借入期間

令和 6 年 3 月 1 日から令和 11 年 2 月 28 日まで

なお、契約は、地方自治法第 234 条の 3 及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 17 に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成 14 年鹿児島県告示第 1481 号。以下「資格審査要綱」という。）第 7 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 5 条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 納入しようとする物品の機能等証明書を提出し、承認を受けた者であること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

## (1) 申請の方法

資格審査要綱第 4 条第 1 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

## (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826  
ファックス番号 099-286-5643

## (3) 申請書類の受付期間

令和 5 年 7 月 21 日から同年 8 月 4 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

## 4 入札の方法等

## (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札書の提出方法
  - (5)に示す日時及び場所に直接持参するか、又は(3)の提出場所に配達を証明することができる郵便若しくは信書便により送付すること。
- (3) 郵送による入札書の提出場所  
鹿児島県警察本部会計課調度係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566
- (4) 郵送による入札書の提出期限  
令和5年9月4日午後5時15分必着
- (5) 開札の日時及び場所
  - ア 日時 令和5年9月5日午前10時
  - イ 場所 鹿児島県警察本部会計課入札室（警察本部庁舎3階）
- (6) 入札説明書
  - ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
  - イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
    - (ウ) 交付場所 (3)に同じ。
    - (イ) 交付期限 令和5年8月10日午後5時15分
- 5 契約条項を示す場所及び期限  
4の(3)及び(6)のイの(イ)に同じ。
- 6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金  
見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県（鹿児島県警察本部長）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。  
なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。
  - (2) 契約保証金  
契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県（鹿児島県警察本部長）を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。  
なお、契約保証金は、契約履行後還付する。
- 8 入札の無効  
次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。
  - (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
  - (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
  - (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
  - (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
  - (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
  - (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
  - (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
  - (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 9 落札者の決定の方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをし



たものを落札者とする。

- 10 最低制限価格  
設定しない。
- 11 契約書案の提出  
落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先  
鹿児島県警察本部会計課調度係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566  
電話番号 099-206-0110（内線2232）  
ファックス番号 099-206-5560
- 13 その他  
この調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 14 SUMMARY
  - (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:  
Document management system:1Set
  - (2) DELIVERY PERIOD:  
As shown in the specification book
  - (3) DELIVERY PLACE:  
As shown in the specification book
  - (4) TIME LIMIT FOR TENDER BY MAIL:  
5:15 p.m. 4 September 2023
  - (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:  
Finance Division  
Police Administration Department  
Kagoshima Prefectural Police Headquarters  
10-1 Kamoikeshinmachi,Kagoshima City,Kagoshima Prefecture 890-8566 Japan  
TEL 099-206-0110(ext.2232)  
FAX 099-206-5560

## 公安委員会公告

### 警備業雑踏警備業務 2 級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業雑踏警備業務 2 級検定を次のとおり実施する。

令和 5 年 7 月 21 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

- 1 検定の種別及び級の区分  
雑踏警備業務 2 級
- 2 検定の実施日時、検定当日の受付時間、実施場所及び受検定員
  - (1) 実施日時
    - ア 学科試験  
令和 5 年 11 月 7 日（火）午前 9 時から午前 11 時まで
    - イ 実技試験  
令和 5 年 11 月 22 日（水）午前 9 時から午後 5 時まで
  - (2) 検定当日の受付時間  
午前 8 時 30 分から午前 9 時まで
  - (3) 実施場所  
鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号）
  - (4) 受検定員

- 30人（申請の受付先着順とする。）
- 3 検定の受検資格  
鹿児島県内に住所を有する者又は鹿児島県内の営業所に属する警備員
  - 4 検定の方法及び内容
    - (1) 学科試験
      - ア 警備業務に関する基本的な事項
      - イ 法令に関すること。
      - ウ 雑踏の整理に関すること。
      - エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
    - (2) 実技試験
      - ア 雑踏の整理に関すること。
      - イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - 5 検定申請の手続
    - (1) 受付の期間及び時間帯
      - ア 期間  
令和 5 年 8 月 7 日（月）から同月 18 日（金）まで（鹿児島県の休日を定める条例（平成元年鹿児島県条例第 37 号）第 1 条の県の休日を除く。）
      - イ 時間帯  
午前 8 時 30 分から午後 4 時まで
    - (2) 提出書類
      - ア 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）第 9 条の検定申請書（別記様式第 1 号。以下「検定申請書」という。） 1 通
      - イ 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉
      - ウ 受検者の住所地を疎明する書面（鹿児島県内に住所を有する場合に限る。） 1 通
      - エ 鹿児島県内の営業所に属することを疎明する書面（鹿児島県外に住所を有する警備員又は鹿児島県内に住所を有する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。） 1 通
    - (3) 申請先及び申請方法
      - ア 申請先  
受検者が鹿児島県内に住所を有する場合におけるその者の住所地又は受検者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
      - イ 申請方法  
受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること（受検者本人以外による申請、郵送等による申請は認めない。）。
  - 6 検定手数料  
13,000円（13,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。）  
なお、検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。
  - 7 その他
    - (1) 本検定の学科試験の合格発表は、学科試験当日、実施場所において行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。  
なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。
    - (2) 本検定の最終合格者発表は、実技試験終了後、実施場所において行う。
    - (3) 受検に際しては、筆記用具を持参し、実技試験においては、室内用運動靴も持参するこ

と。

- (4) 検定当日，合格者に対しては検定規則第11条の成績証明書を交付する。
- 8 本検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先  
鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター  
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）